

鹿児島県農業共済組合事業規程の一部改正（案）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>第1条（略） （共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故）</p> <p>第2条（略） 2～5（略） 6（略）</p> <p>（1）次に掲げる施設園芸用施設であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（以下「附帯施設」という。）</p> <p>イ 温湿度調節施設</p> <p>ロ <u>かん水施設</u></p> <p>ハ <u>排水施設</u></p> <p>ニ <u>換気施設</u></p> <p>ホ <u>炭酸ガス発生施設</u></p> <p>ヘ <u>照明施設</u></p> <p>ト <u>しゃ光施設</u></p> <p>チ <u>自動制御施設</u></p> <p>リ <u>発電施設</u></p> <p>ヌ <u>病虫害等防除施設</u></p> <p>ル <u>肥料調製散布施設</u></p> <p>ヲ <u>養液栽培施設</u></p> <p>ワ <u>運搬施設</u></p> <p>カ <u>栽培棚</u></p> <p>コ <u>支持物</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>7～8（略）</p> <p>第3条～第4条（略） （督促）</p>	<p>第1条（略） （共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故）</p> <p>第2条（略） 2～5（略） 6（略）</p> <p>（1）次に掲げる施設園芸用施設であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（以下「附帯施設」という。）</p> <p>イ 温湿度調節施設</p> <p>ロ <u>換気施設</u> <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>7～8（略）</p> <p>第3条～第4条（略） （督促）</p>

第5条 (略)

(1) 家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金を分割により組合員が支払う場合において、組合員が当該分割による第2回目以降の支払の払込期限が経過してもなお当該期限までに払い込むべき組合員負担共済掛金を支払わないとき。

(2)～(3) (略)

第6条～第54条 (略)

(共済責任の開始)

第55条 家畜共済に係る共済責任(次項及び第3項に規定するものを除く。)は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込み(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第1回の支払)を受けた日の翌日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜(群単位肉豚を除く。)であつて、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。

2 (略)

3 家畜共済の共済関係について、災害に際し第69条第1項ただし書、第70条第3項ただし書若しくは第4項ただし書、第70条の2第3項ただし書、第78条第1項ただし書又は第79条第3項ただし書若しくは第4項ただし書の規定により組合員負担共済掛金の払込期限を延長した場合は、第1項本文及び前項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、次に掲げる日から始まる。この場合には、第1項ただし書の規定を準用する。

(1) 当該災害の発生日までに当該共済関係が成立した場合にあつては、当該災害の発生日

(2) 当該災害の発生日の翌日以後に当該共済関係が成立した場合にあつては、当該共済関係が成立した日

第56条 (略)

第57条 (略)

2 (略)

3 家畜共済に係る最初の共済掛金期間は、第55条第1項本文、第2項

第5条 (略)

(1) 家畜共済、果樹共済、又は畑作物共済に係る組合員負担共済掛金を分割により組合員が支払う場合において、組合員が当該分割による第2回目以降の支払の払込期限が経過してもなお当該期限までに払い込むべき組合員負担共済掛金を支払わないとき。

(2)～(3) (略)

第6条～第54条 (略)

(共済責任の開始)

第55条 家畜共済に係る共済責任(次項に規定するものを除く。)は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込み(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第1回の支払)を受けた日の翌日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜(群単位肉豚を除く。)であつて、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。

2 (略)

(新設)

第56条 (略)

第57条 (略)

2 (略)

3 家畜共済に係る最初の共済掛金期間は、第55条第1項本文又は第2

前段又は第3項前段の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

第58条～第64条 (略)

(共済関係の失効)

第65条 (略)

2 第55条第2項又は第3項に規定する場合であつて、第69条第1項若しくは第78条第1項の規定に違反したとき又は第70条第3項若しくは第4項若しくは第79条第3項若しくは第4項の第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限までに当該共済掛金が払い込まれなかったときは、当該共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3～5 (略)

第66条～第68条 (略)

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第69条 死亡廃用共済の申込みをした者は、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内(第55条第2項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から2週間以内)に、最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であつて、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の払込期限が当該災害の発生日から延長期日(当該災害の発生日から当該災害の発生日の翌日から起算して3月を経過する日の属する月の末日までの間でこの組合が理事会において定める日をいう。以下同じ。)までの間に到来するものについての当該払込期限を当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

2 前項に規定する払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、改めて死亡廃用共済の申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。

3 (略)

項前段の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

第58条～第64条 (略)

(共済関係の失効)

第65条 (略)

2 第55条第2項に規定する場合であつて、第69条第1項若しくは第78条第1項の規定に違反したとき又は第70条第3項若しくは第4項若しくは第79条第3項若しくは第4項の第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限までに当該共済掛金が払い込まれなかったときは、当該共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3～5 (略)

第66条～第68条 (略)

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第69条 死亡廃用共済の申込みをした者は、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内(第55条第2項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から2週間以内)に、最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

2 前項に規定する払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、あらためて死亡廃用共済の申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。

3 (略)

4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもって猶予期間とする。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち猶予期間が当該災害の発生日から延長期日までの間に満了するものについての猶予期間を当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、共済掛金期間の満了の日の翌日から当該延長期日までの期間をもって猶予期間とする。

5 この組合が第11条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合において、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該承諾の日（その日が共済目的の譲受けの前であった場合は、当該譲受けの日）の翌日から起算して2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される組合員負担共済掛金の差額をこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の差額の払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限を当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

（組合員負担共済掛金の分納）

第70条（略）

2（略）

3 第1項第1号の規定により組合員負担共済掛金を4回に分割して払い込むことを認められた場合には、組合員負担共済掛金の4分の1に相当する金額を、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内。前条第3項に規定する場合にあっては、共済掛金期間の満了の日まで。次項において同じ。）及び第1回目の組

4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもって猶予期間とする。

5 この組合が第11条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合において、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該承諾の日（その日が共済目的の譲受けの前であった場合は、当該譲受けの日）の翌日から起算して2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される組合員負担共済掛金の差額をこの組合に払い込まなければならない。

（組合員負担共済掛金の分納）

第70条（略）

2（略）

3 第1項第1号の規定により組合員負担共済掛金を4回に分割して払い込むことを認められた場合には、組合員負担共済掛金の4分の1に相当する金額を、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内。次項において同じ。）及び第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して当該共済掛金期間

合員負担共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して当該共済掛金期間の月数を4回で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の分割支払に係る払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限をそれぞれ当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

4 第1項第2号の規定により組合員負担共済掛金を分割して払い込むことを認められた場合には、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に組合員負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日から起算して当該共済掛金期間の2分の1に相当する月数を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の分割支払に係る払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限をそれぞれ当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

5 (略)

6 第3項及び第4項に規定する第1回目の払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、改めて死亡廃用共済の申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

第70条の2 (略)

2 (略)

3 組合員は、第1項の規定により特定肉豚に係る包括共済関係に係る組合員負担共済掛金について、当該包括共済関係の共済掛金期間の月数に相当する回数に分割して払い込むことを認められた場合には、組

の月数を4回で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に払い込まなければならない。

4 第1項第2号の規定により組合員負担共済掛金を分割して払い込むことを認められた場合には、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に組合員負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日から起算して当該共済掛金期間の2分の1に相当する月数を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。

5 (略)

(新設)

第70条の2 (略)

2 (略)

3 組合員は、第1項の規定により特定肉豚に係る包括共済関係に係る組合員負担共済掛金について、当該包括共済関係の共済掛金期間の月数に相当する回数に分割して払い込むことを認められた場合には、組

合員負担共済掛金を当該共済掛金期間の月数に相当する回数で除した金額に相当する金額を、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内）及び第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して1か月を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の分割支払に係る払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限をそれぞれ当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

4 (略)

第71条～第73条 (略)

(特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額の変更)

第74条 (略)

2 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が第16条第1項第3号イ又はロに掲げる共済目的の異動により増加したときは、組合員は当該異動の日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から2週間以内に、共済価額の増加の割合の範囲内で、共済金額の増額を請求することができる。この場合には、組合員は当該請求をした日から2週間以内に、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割支払がされる場合にあつては、その第1回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、この組合が組合員から当該共済掛金の支払（分割支払がされる場合にあつては、その第1回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であつて、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の払込期限（分割支払がされる場合にあつては、分割支払に係る払込期限）が当該災害の発生日から延長期日までの間に

合員負担共済掛金を当該共済掛金期間の月数に相当する回数で除した金額に相当する金額を、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内）及び第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して1か月を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に払い込まなければならない。

4 (略)

第71条～第73条 (略)

(特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額の変更)

第74条 (略)

2 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が第16条第1項第3号イ又はロに掲げる共済目的の異動により増加したときは、組合員は当該異動の日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から2週間以内に、共済価額の増加の割合の範囲内で、共済金額の増額を請求することができる。この場合には、組合員は当該請求をした日から2週間以内に、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割支払がされる場合にあつては、その第1回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、この組合が組合員から当該共済掛金の支払（分割支払がされる場合にあつては、その第1回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

到来するものについての当該払込期限をそれぞれ当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とし、この場合には、当該共済金額の増額は、当該災害の発生日の前日までに当該請求をした場合は当該災害の発生日から、当該災害の発生日以後に当該請求をした場合は当該請求をした日の翌日から、それぞれその効力を生ずるものとする。

3 (略)

第75条～第77条 (略)

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第78条 疾病傷害共済の申込みをした者は、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内(第55条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内)に、最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限を当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

2 前項に規定する払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、改めて疾病傷害共済の申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

3 (略)

4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもって猶予期間とする。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち猶予期間が当該災害の発生日から延長期日までの間に満了するものについての猶予期間を当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、共済掛金期間の満了の日の翌日から当該延長期日までの期間をもって猶予期

3 (略)

第75条～第77条 (略)

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第78条 疾病傷害共済の申込みをした者は、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内(第55条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内)に、最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

2 前項に規定する払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、あらためて疾病傷害共済の申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

3 (略)

4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもって猶予期間とする。

間とする。

5 この組合が第11条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合において、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該承諾の日（その日が共済目的の譲受けの前であった場合は、当該譲受けの日）の翌日から起算して2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される組合員負担共済掛金の差額をこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の差額の払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限を当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

（組合員負担共済掛金の分納）

第79条（略）

2（略）

3 第1項第1号の規定により組合員負担共済掛金を4回に分割して払い込むことを認められた場合には、組合員負担共済掛金の4分の1に相当する金額を、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内。前条第3項に規定する場合にあっては、共済掛金期間の満了の日まで。次項において同じ。）及び第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して当該共済掛金期間の月数を4回で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の分割支払に係る払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限をそれぞれ当該延長期日まで延長す

5 この組合が第11条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合において、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該承諾の日（その日が共済目的の譲受けの前であった場合は、当該譲受けの日）の翌日から起算して2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される組合員負担共済掛金の差額をこの組合に払い込まなければならない。

（組合員負担共済掛金の分納）

第79条（略）

2（略）

3 第1項第1号の規定により組合員負担共済掛金を4回に分割して払込むことを認められた場合には、組合員負担共済掛金の4分の1に相当する金額を、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内。次項において同じ。）及び第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して当該共済掛金期間の月数を4回で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に払い込まなければならない。

ることをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

4 第1項第2号の規定により組合員負担共済掛金を分割して払い込むことを認められた場合には、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に組合員負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日から起算して当該共済掛金期間の2分の1に相当する月数を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の分割支払に係る払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限をそれぞれ当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

5 (略)

6 第3項及び第4項に規定する第1回目の払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、改めて疾病傷害共済の申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

第80条～第81条 (略)

(疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更)

第82条 (略)

2 (略)

3 組合員は、前項の規定により増額する共済金額に対する共済掛金(分割支払がされる場合にあつては、その第1回の支払に係るもの)を第1項の申出の日から2週間以内に支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、当該共済掛金が期限までに支払われたときに当該異動の日からその効力を生ずるものとする。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であつて、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の払込期限(分割支払がされる場合にあつては、分割支払に係る払込

4 第1項第2号の規定により組合員負担共済掛金を分割して払い込むことを認められた場合には、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に組合員負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日から起算して当該共済掛金期間の2分の1に相当する月数を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。

5 (略)

(新設)

第80条～第81条 (略)

(疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更)

第82条 (略)

2 (略)

3 組合員は、前項の規定により増額する共済金額に対する共済掛金(分割支払がされる場合にあつては、その第1回の支払に係るもの)を第1項の申出の日から2週間以内に支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、当該共済掛金が期限までに支払われたときに当該異動の日からその効力を生ずるものとする。

期限)が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限をそれぞれ当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とし、この場合には、当該共済金の増額は、当該共済掛金が当該払込期限までに支払われたときに当該異動の日からその効力を生じるものとする。

4～5 (略)

第83条～第139条 (略)

(共済責任期間)

第140条 園芸施設共済の共済責任期間は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込み(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第1回の支払)を受けた日の翌日から1年間とする。

2 園芸施設共済の共済関係について、災害に際し第142条第1項ただし書又は第143条第3項ただし書の規定により組合員負担共済掛金の払込期限を延長した場合は、前項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任期間は、次に掲げる日から1年間とする。

(1) 当該災害の発生日までに当該共済関係が成立した場合にあつては、当該災害の発生日

(2) 当該災害の発生日の翌日以後に当該共済関係が成立した場合にあつては、当該共済関係が成立した日

3 次の場合には、前2項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、その開始している共済責任期間の終了する日(以下この項において「終了日」という。)の翌日から1年間とする。

(1)～(2) (略)

(3) 災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合に、当該市町村の区域内に住所を有する組合員であつて、その共済責任期間が現に開始し、かつ、終了していない園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする共済関係を終了日までに成立させたものから、終了日から延長期日までの間に当該共済関係に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けたとき

4～5 (略)

第83条～第139条 (略)

(共済責任期間)

第140条 園芸施設共済の共済責任期間は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間とする。

(新設)

2 次の場合には、前項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、その開始している共済責任期間の終了する日(以下この項において「終了日」という。)の翌日から1年間とする。

(1)～(2) (略)

(新設)

4 この組合は、次に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係については、前3項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る組合員との協議により、当該共済関係に係る共済責任期間を1か月以上1年未満（第1号に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間にあっては、1年未満）とすることができる。

(1)～(2) (略)

第141条 (略)

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第142条 園芸施設共済の申込みをした者は、第136条第5項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に、園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限を当該延長期日（共済責任期間を第140条第4項の規定により1年未満とする共済関係にあっては、共済責任期間の2分の1を経過する日又は当該延長期日のいずれか早い日）まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

2～4 (略)

(組合員負担共済掛金の分納)

第143条この組合は、園芸施設共済（共済責任期間が1年間であるものに限る。）に係る組合員負担共済掛金について、当該組合員負担共済掛金の金額の合計額が10万円以上である場合には、前条第1項の規定にかかわらず、組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金を2回に分割して払い込むことを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目の払込みにつき担保を供し又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。

3 組合員は、第1項の規定により2回に分割して払い込むことを認め

3 この組合は、次に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係については、前2項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る組合員との協議により、当該共済関係に係る共済責任期間を1か月以上1年未満（第1号に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間にあっては、1年未満）とすることができる。

(1)～(2) (略)

第141条 (略)

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第142条 園芸施設共済の申込みをした者は、第136条第5項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に、園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

2～4 (略)

(組合員負担共済掛金の分納)

第143条 (削除)

(追加)

(追加)

られた場合には、第136条第5項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に組合員負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日から起算して6か月を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の分割支払に係る払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限を当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

4 前項に規定する第1回目の払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、改めて園芸施設共済の申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

第144条～第151条 (略)  
(共済金の支払の免責等)

第152条 (略)  
2 (略)

3 組合員が正当な理由がないのに第143条第2項の規定に違反して第2回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、第1項の規定にかかわらず、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部につき支払の責任を免れるものとする。

第153条～第156条 (略)  
(共済関係の失効)

第157条 (略)

2 第142条第1項ただし書又は第143条第3項ただし書の払込期限(分割支払がされる場合にあつては、その第1回目の払込期限)までに組合員負担共済掛金が払い込まれなかったときは、当該共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

第158条～第299条 (略)

(追加)

第144条～第151条 (略)  
(共済金の支払の免責等)

第152条 (略)  
2 (略)

(追加)

第153条～第156条 (略)  
(共済関係の失効)

第157条 (略)

(新設)

第158条～第299条 (略)

## 附 則

- 1 この規程の変更は、鹿児島県知事の認可のあった日又は令和5年4月1日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 第5節の保管中農産物補償共済は、第6節の大規模自然災害発生時の特例の規定を準用する。
- 3 改正後の第2条第6項の規定は令和5年4月2日に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用する。